

米子市デジタル教材導入事業に係る

プロポーザル実施要領

令和 8 年 1 0 月

米子市教育委員会事務局

学校教育課

本公募は、米子市議会で予算が承認されることを前提とした事前準備手続きであり、本事業は予算承認後に効力を生じる事業です。議会において予算案が否決された場合は、契約を締結しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

1 概要

(1) 目的

本事業は、GIGA スクール構想により整備された 1 人 1 台端末を活用し、児童生徒一人一人の学習状況に応じた AI 型デジタル教材（以下「デジタル教材」という）による個別最適な学びを推進することで、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な定着を図るとともに、学習履歴データ等を活用した効果的な指導及び教育 DX の推進を実現することを目的とする。

(2) 事業概要

本事業は、米子市立小学校及び中学校に在籍する児童生徒を対象に、令和 9 年 4 月 1 日からの利用開始に向けたシステム構築、初期設定、円滑な利用開始のための研修等を行った上で、デジタル教材を導入し、授業及び家庭学習において活用するものである。

導入対象校は小学校 23 校、中学校 12 校とする。

(3) 契約期間

契約締結日から令和 12 年 3 月 31 日までとする。

(4) 提案額及び提案上限額

1 ライセンスあたりの年額：1,914円（うち消費税及び地方消費税額 174円）

- ・上記上限額は、契約締結日から令和12年3月31日までの期間における必要な費用、「利用開始までの一切の準備費用」と「利用開始後の運用費用」を全て含んだ1ライセンスあたりの年額であること。
- ・提案書に添付する見積金額は、消費税及び地方消費税を含む「1ライセンスあたりの年間の総額」で記載すること。
- ・提案額が上記の提案上限額を超える場合は、無効（失格）とする。
- ・上記の提案上限額は提案の上限を示すものであり、本契約における予定価格ではないことに留意する。

参考：令和 9 年度 推定児童・生徒数 11,300 人

※本推計値は、令和 8 年 9 月 15 日時点の情報をもとに算出したものであり、今後の転出入者や私立中学校への入学者数等については加味していません。

(5) 各年度ごとの利用料の算定方法

各年度の利用料は、1 ライセンスあたりの年額に各年度の 5 月 1 日時点の米子市立小中学校に在籍する児童生徒数を乗じた金額とする。

(6) 支払いスケジュール

各年度の利用料については、当該年度の 5 月 1 日時点の米子市立小中学校に在籍する児童生徒数に基づき算定し、受託者からの請求に基づき、年度ごとに支払うものとする。なお、具体的な請求及び支払の時期については、契約締結時に協議の上、定めるものとする。

(7) 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

ウ 米子市から指名停止措置を受けていない者であること。

エ 国税及び地方税を滞納していない者であること。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

カ 学校教育における児童生徒向けデジタル教材又は学習支援システムについて、複数の学校又は教育委員会等における導入・運用実績を有し、安定的なサービス提供が可能であること。

キ 本業務を円滑に履行するための人員体制及び技術的能力を有していること。

ク 個人情報の適切な保護及び情報セキュリティ対策について、適切な体制を有し、関係法令を遵守できること。

2 手続き

(1) 担当部署

〒683-0811 米子市錦町 1 丁目 139 番地 3

米子市教育委員会事務局学校教育課 担当：山中 卓

電話番号：0859-23-5432

電子メールアドレス：gakkyo@city.yonago.lg.jp

(2) 提出書類

ア 参加申込書等

本プロポーザルに参加を希望する者は、「【様式 1】参加申込書兼参加資格に関する申立書」を作成し、電子メールにより提出すること。提出期限は、令和 8 年 11 月 6 日（金）午後 5 時までに担当部署にメールが到達していることを条件とする。

（メールフィルターにより最大 1 時間程度メール受信までにタイムラグが発生します。）電子メールは、件名を「米子市デジタル教材導入事業に係るプロポーザル：参加申込」とし、添付ファイルの形式は PDF として送信し、担当部署に電話にて受信確認を行うこと。

イ 企画提案書等

(ア) 提出書類及び提出方法

アの参加申込書を提出した者は、次に掲げる書類を電子メールにより提出すること。なお、企画提案書には、仕様書に定める要件への対応に加え、本市の教育課題の解決、児童生徒の学習効果向上、教職員の負担軽減及び教育 DX の推進等につながる追加提案があれば、その内容についても記載すること。提出期限は令和 8 年 11 月 18 日（水）正午までに本市にメールが到達していることを条件とする。（メールフィルターにより最大 1 時間程度メール受信までにタイムラグが発生します。）電子メールは、件名を「米子市デジタル教材導入事業に係るプロポーザル：企画提案書等」とし、添付ファイルの形式は PDF とする。また、データの提出後は、担当部署に電話にて受信確認を行うこと。

〈データで提出する資料〉

- ・企画提案書
- ・【様式 2】要件定義書
- ・【様式 3】提案見積書
- ・【様式 4】役員等調書兼照会承諾書
- ・【様式 5】市税等納付確認同意書

なお、企画提案評価員への配布資料として使用するため、次に掲げる書類について紙ベースで 7 部（予備を含む）作成し、データ提出日程と同様、令和 8 年 11 月 18 日（水）正午までに別途事務局へ提出すること。（持参又は郵送による。）

- ・企画提案書
- ・【様式 2】要件定義書

(イ) 企画提案書作成要領

1. 基本のフォーマット

- ①原則、A4 判・横向き（PowerPoint 等を想定）とする。
- ②フォントサイズは 11 ポイント以上とする。
- ③表紙以外のページには提案企業名等、特定可能な情報を記載しないこと。

2. 企画提案書の記載項目

提案書は、以下の項目（目次構成）に沿って作成する。

- ①業務への理解と基本方針
 - ・本業務の背景・目的をどう捉えているか。
 - ・それを達成するための具体的な手法や方針。
- ②具体的な実施内容
 - ・仕様書で求められている各業務項目に対する具体的な解決策や実施手法。
 - ・仕様書に記載のない独自の追加提案があれば明記。
- ③業務実施体制
 - ・本業務のプロジェクト体制図。統括責任者や各担当者の役割、専門性、保有資格等。
 - ・協力会社に委託する場合、その役割と見積金額の何割を委託するか明記。
- ④スケジュール
 - ・契約締結から業務完了までの詳細なスケジュール及び各工程におけるマイルストーン等を記載。
- ⑤導入実績
 - ・過去 3 年間ににおける本案件と同種または類似する業務の受注・遂行実績。
 - ※発注元、業務内容、時期等
- ⑥リスク管理・セキュリティ対策
 - ・業務遂行上想定されるリスクとその対応策及び個人情報保護や情報漏洩防止のための具体的な管理体制。

3. 留意事項

- ①提案内容は実現可能な範囲で具体的に記載すること。
- ②【様式 3】提案見積書と提案書の内容に齟齬がないよう注意すること。
- ③上記「2. ①～⑥」に指定された項目が記載されていない場合、審査対象外となる可能性があること。

ウ 参加辞退

参加申込を行った後、企画提案参加を辞退する者は、【様式 6】辞退届を電子メールにより提出すること。提出期限は、令和 8 年 11 月 17 日（火）午後 5 時までに担当部署にメールが到達していることを条件とする。

電子メールは、件名を「米子市デジタル教材導入事業に係るプロポーザル：参加辞退」とし、添付ファイルの形式はPDFとして送信し、担当部署に電話にて受信確認を行うこと。

(3) 質問の方法

質問は、簡潔にまとめ、(1)の担当部署へ電子メールにより提出すること。

ア 件名を「米子市デジタル教材導入事業に係る公募型プロポーザル（質問）」とし、提出期限は令和8年10月26日（月）午後5時までに担当部署にメールが到達していることを条件とする。（メールフィルターにより最大1時間程度メール受信までにタイムラグが発生します。）

イ 回答は、米子市ホームページ上に順次掲載する。なお、質問が無い場合には、掲載しない。最終の回答は、令和8年10月30日（金）午後5時までに掲載する。

(4) 審査体制

本プロポーザルの審査は、米子市教育委員会が設置する選定委員会において実施する。企画提案書、要件定義書、見積書及びプレゼンテーションについては企画提案評価員が評価を行い、その評価結果を基に選定委員会において最優秀提案者を決定する。

(5) 審査方法等

審査は、「米子市デジタル教材導入事業公募型プロポーザル最優秀提案者選定基準」に基づき実施する。

ア 第1次審査

(ア) 参加申込者が3者を超えた場合に実施する。

(イ) 企画提案書、要件定義書及び見積書について、企画提案評価員が別に定める「公募型プロポーザル最優秀提案者選定基準」に基づき評価を行い、評価点の高い上位3者を第2次審査対象者として選定する。なお、第1次審査の評価点は、第2次審査には持ち越さないものとする。評価点が同点となる者が複数あり、上位3者を選定することができない場合は、第1次審査評価基準書における「個別最適な学び」の評価点が高い者を上位とする。「個別最適な学び」の評価点も同点の場合は、「授業支援機能」の評価点が高い者を上位とし、それでもなお同点の場合は、見積金額の低い者を上位とする。

(ウ) 参加申込者が3者以下の場合は、第1次審査を省略し、参加資格を有する全ての者を第2次審査対象者とする。

(エ) 審査結果及び第2次審査実施日時等の通知

a 参加申込者が3者を超えた場合は、第1次審査の結果について、令和8年12月2日（水）に全ての参加申込者へ電子メールで通知する。なお、第1次審

査通過者に対しては、第2次審査の実施日時、会場その他必要事項を併せて通知する。

- b 参加申込者が3者以下の場合は、第1次審査を実施せず、参加資格を有する全ての参加申込者に対し、第2次審査の実施日時、会場その他必要事項を令和8年12月2日（水）に電子メールで通知する。

イ 第2次審査

（ア）プレゼンテーション等

- ・プレゼンテーションを実施し、企画提案評価員が別に定める「公募型プロポーザル最優秀提案者選定基準」に基づき評価を行う。
- ・プレゼンテーションの実施日は、令和8年12月16日（水）とする。
- ・プレゼンテーションの出席者は1事業者あたり、3名以内とする。
- ・プレゼンテーションでは、実機デモンストレーションを実施すること。
- ・プレゼンテーション会場には、机、椅子、電源及びスクリーンを米子市が用意する。実機デモで使用する端末、デモ用アカウント、それ以外の機材等（プロジェクタ、パソコン、接続ケーブル、変換アダプタ等）は、参加者の負担において準備すること。
- ・プレゼンテーション開始時刻は、参加申込者へ個別に連絡するが、実施時間は参加申込者が3者を超えない場合、超える場合いずれも下記のとおりとする。1者あたり35分（説明・実機デモ等25分以内、質疑応答10分以内）とする。

1 コマ目 14：30～15：05

2 コマ目 15：15～15：50

3 コマ目 16：00～16：35

（イ）最優秀提案者の選定及び契約締結交渉

第2次審査の結果により、最も高い点数を得た提案者を最優秀提案者として選定し、当該提案者と実契約に向けた交渉を開始する。なお、評価点が同点となる者が複数ある場合は、第2次審査評価基準書における「個別最適な学び」の評価点が高い者を上位とする。「個別最適な学び」の評価点も同点の場合は、「授業支援機能」の評価点が高い者を上位とし、それでもなお同点の場合は、見積金額の低い者を上位とする。

（ウ）審査結果の通知

第2次審査の結果については、令和8年12月18日（金）に第2次審査対象者へ電子メールで通知する。

3 契約締結の交渉及び契約締結

- (1) 第2次審査の結果、最優秀提案者として選定された者と契約締結の交渉を行う。
この交渉が不調となったときは、第2次審査の評価点により次順位となった提案者から順に契約締結の交渉を行う。
- (2) 契約締結の交渉における事業内容は提案を尊重するが、必ずしも提案どおり実施するものではなく、詳細な事項については、協議の上で調整する。

4 日程

(1) 参加申込者が3者を超える場合

質問書提出期限	令和8年10月26日(月)午後5時
質問最終回答日時	令和8年10月30日(金)午後5時
参加申込書等提出期限	令和8年11月6日(金)午後5時
企画提案書等提出期限	令和8年11月18日(水)正午
第1次審査結果通知	令和8年12月2日(水)
第2次プレゼンテーション	令和8年12月16日(水)
第2次審査結果通知	令和8年12月18日(金)※予定

(2) 参加申込者が3者を超えない場合

質問書提出期限	令和8年10月26日(月)午後5時
質問最終回答日時	令和8年10月30日(金)午後5時
参加申込書等提出期限	令和8年11月6日(金)午後5時
企画提案書等提出期限	令和8年11月18日(水)正午
第2次プレゼンテーション	令和8年12月16日(水)
第2次審査結果通知	令和8年12月18日(金)※予定

5 失格事項

参加申込者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出期限までに必要書類を提出しなかった場合
- (2) 提案額が提案上限額を超えた場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 参加資格を満たさなくなった場合
- (5) 審査の公平性を害する行為を行った場合
- (6) その他、本実施要領に違反した場合

6 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に係る提案書等の作成及び提出等に要する費用は、参加

希望者の負担とする。

- (2) 提出された提案書等は、本プロポーザルの目的以外の目的に提出者に無断で使用しない。ただし、米子市情報公開条例その他関係法令に基づく開示請求があった場合は、この限りでない。
- (3) 本プロポーザルの提案書等の作成のために米子市から受領した資料等は、米子市の下承なく公表し、又は使用してはならない。
- (4) 提出された提案書等は、返却しない。
- (5) 提出された提案書等は、米子市デジタル教材導入事業の受託者を選定するための資料であり、提出された提案書等に関する著作権等の主張は、認めない。
- (6) 審査内容及び審査経過に関する問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異議申立ては受け付けない。ただし、米子市情報公開条例に基づく開示請求については、この限りでない。
- (7) 本プロポーザルは、やむを得ない事情により内容を変更し、又は中止する場合がある。この場合において、参加者に生じた損害について、米子市は一切の責任を負わない。
- (8) その他、本実施要領に定めのない事項については、必要に応じて米子市教育委員会が別途定める。